

訴
状

大阪市西成区萩之茶屋二丁目五番地二三号

解放会館()

原告

大阪市西成区萩之茶屋二丁目四番二号

被告 大阪府西成警察署長

道路使用許可条件取消請求事件

請求の趣旨

一、大阪府西成警察署長 加昭和五七年
八月二十九日に、別紙一の道路使用許可申請に対し

てなした条件付許可処分の一部（別紙二の大阪府西成警察署指令第一号の三のただし書き部分）を取消す。

二、訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の理由

オ一、道路使用許可申請に対する条件付許可処分
前記警察署長  は昭和五七年八月
二九日、別紙一の道路使用許可申請に対して
別紙二の条件付許可処分をなした。

オ二、条件付許可処分の一部（別紙二の中の大阪府西成警察署指令第一号の第三項ただし書き部分）

に對する取消しの請求は適法である。

一、道路使用許可申請は道路交通法の定めにより、西成警察署長に提出されたものであり、道路使用目的は、普通乗用車を使用しての街頭宣伝である。

二、街頭宣伝の内容は、過去十数年間、^あいりん労働公共職業安定所^ににおいて日雇労働者を対象に使われてきた^就労申告書^が八月三十一日付で廃止されること^に對しての反対署名への参加を呼びかけることである。

三、この呼びかけは、時期的に於て緊急かつ不可欠のものであり、西成警察署長のいう^あいり

ん地区”内で午後六時から八時まで街頭宣伝ができないことは、反対署名運動のみならず、就労申告書”を使用せざるをえない多くの労働者に著しい損害をもたらすものである。

四、日雇労働者の就労形態（早朝五時・六時から就労、午後六時から七時頃ドヤ・簡易宿泊所に帰る）と、警察のいうところの“あいりん地区”における日雇労働者の密集度を考えると、同地区内における午後六時から八時までの不許可は、街頭宣伝による効果の大半を失わせしめるものである。

五、以上の理由により、行政事件訴訟法第八條に
もとづいて取消しが請求なされたもので、

その適法であることは疑いえないところである。

オ三、原告の利益

原告の利益は、オ一義的には道路使用許可申請の期間
申請どりの条件で街頭宣伝をなし、署名活動の
実をあげることであるが、それだけに留まるだけで
なく、就労申告書が廃止された場合、それにもなう
現実の被害が労働者に及ぶのが十月以降のことで
あることから、九月下旬から十月初旬にかけても、街
頭宣伝をおこなうことが必要となることが予測され、
現時点での条件付許可処分により将来にわたつ

ても不利益をこうむることは確実であり、今回の道路使用許可申請の期間後においても、なお、処分取消しによつて回復すべき利益を有するものである。

オ四、時間・地区の制限は違法である

道路使用許可証に付された「大阪府西成警察署指令オ二号」（原告は西成署長より「指令」される立場にはないものであり、西成警察署条件付許可オ一号の誤記入と思われる）の別紙「一部不許可理由」を見るに、その理由たる「日雇労働者に対する警察の妄想的警戒」以外のなにものをも説明していないものであり、一部不許可となす適法な理由とは

ならないものである。

労働者の利益を守るための就労申告書廃止反対署名の呼びかけが「午後六時以降、不許可道路において実施された場合」、多数の無秩序な労働者等のい集、追隨」を招くとされている「当該地域の特殊性」とは何か。

また、よしんば宣伝活動によつて、多少の労働者が歩道上に集まり反対署名の呼びかけに賛成の意をあらわしたとしても、そのような意志を持った労働者は、「無秩序な労働者」とはいえないものであり、警察の言うごく不法を働く質をもつものと見なされるのではなく、公民たる質を持つ

社会的に有意義な存在と見なされなければなら
ない。

今回の街頭宣伝活動は、労働組合法で認められた
労働組合が、労働者の権利擁護のためになすもので
あり、さらに言えば、社会の下層におかれてゐる日雇
労働者の最低限度の生活権保障であり、たゞらな社会
不安材料をなくそうとするもので、公益に合致す
るものである。

上記により道路交通法第七七条第二項の三に照
らしても、許可条件を付さないまま許可されなけ
ればならないことは明白である。

オ五、一部不許可処分の北月早

申立人の所属する釜ヶ崎日雇労働組合は、本年五月
においても西成警察署長に道路使用許可申請
をなし、許可証を受理した後に、釜ヶ崎（あいりん地区）
内において街頭宣伝活動をおこなったものである
が、その際に、警察の過剰警備から多少の混
乱が引きおこされ、もっか当裁判所において係争中
である。

今回の一部分許可処分は、釜ヶ崎日雇労働組の街頭
宣伝活動が、警察の過剰警備さえなければ、正
常な形でなしうることを立証することを防ぎ、
西成警察署警備課の失態をかくす目的でなされ
たものである。

そのことは、申請受理までの過程においても明白である。

申請の受理は、八月二七日午前十時四十分とされているが、申立人が申請に回取初に西成署を訪れたのは前日の二六日のことである。

道路使用許可申請に不馴れな申立人が西成警察署受付けにおいて、担当の係りを聞いたところ、受付けより警備課に回され、警備課より交通課に連絡がなされた。今、思うに、西成署受付け担当者は申立人に嘘を教えたのである。

そのために、直接の関係がない警備課長某が、申請過程に介入することになり、二六日は、

申請用紙すら申立人の手に渡ることにはなかったの
である。(別紙一の申請書は、当日、二度も足を運んだ
あげく用紙が渡されなかったもので、浪速署より
入手し、西成署に提出したものである。現在西成
署で使われているものと、許可証の欄に若干の
違いがある。)

二七日においても、申請受理前の調整と称して
警備課長が同席し、「申請時間を午後六時までと
せよ」「あいりん地区はのぞけ」と執拗に言いつのり、
そうしなければ受理できないとまで言ったのである。

申請に不馴れた申立人は、いよいよにふりまわ
されたのであるが、道路交通法を調べてみると、

その第七八条において「申請書を所轄警察署長に提出しなければならぬ」と規定されているのであり、それ以外の方法で許可を受ける方法は示されていない。このことは、申請書はその許可不許可にかかわらず、形式が整っている限り当然受け付けられ、その処分決定がなされるものだ、ということが前提とされているといえる。そうではなく、申請書の受理が係官の恣意に任せられるとすれば、申請人のとるべき救済策はまったくないことになる。

西成警察署、警備課長はなぜあえてこのような不当な行為をとったのか、それは本項冒頭で述べたところである。

また、かかる体質がゆえに、五月においても過剰警備による、おこさなくてもよい混乱が引き起こされたのである。

才六、街頭宣伝の北月呈示

現在、あいりん労働公共職業安定所は、その分室において若干の職業紹介をなしているというものの、その主要な業務は、本来職安がなすべき職業紹介ではなく、日雇労働求職者給付金の支給である。

この日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者手帳に規定の雇用保険印紙を貼付することにより支給されている（二ヶ月間で二十八枚以上、三ヶ月目から支給）。

しかしながら、過去においては雇用保険印紙の業者

間における普及率が低く、制度はあるが労働者の利用できない状態の時期があった。

雇用保険の全適用を行政責任と認めた労働省、職安は便法として就労申告書を認め、就労申告書への事業主の押印をもつて印紙同様の扱いを過去十数年間にわたっておこなってきた。

その後労働者から提出された申告書にもとづいて、職安、府雇用保険課は印紙の拡大普及に勤めてきたようであるが、現在に至っても、100%普及にはなっていないし、府雇用保険課自身も100%普及の見通しも確信もない、といわざるをえない状態にある。

かかる状態であるにもかかわらず、就労申告書の
廃止が打ち出されいふならば、今まで印紙拡大
業務を手助つてきた多くの労働者を日雇労働
に雇用保険制度の外におしやるうとしてゐる。

就労申告書の廃止は八月三日とされており、九月
分から印紙代用が認められないとすると、十月から給付金
を受給することができなくなる労働者ができる。

既得権の剥奪である就労申告書廃止に反対する
運動は多くの労働者の賛同を得ており、反対署名は
三日間で千三百名以上も集つてゐる。

反対署名運動、労働者の権利擁護の運動は
十月上旬にむけて続けられなければならない。

才七、よつて請求の趣旨記載の如き判決を定めるため
本件提起に及んだ次第である。

証拠方法

官而口頭弁論によつて提出する。

昭和五七年八月三日



大阪地方裁判所

御中